

平成28年度群馬県児童養護施設等退所者及び 入所者に対する自立支援資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

第1 事業の目的

この事業は、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所中又はこれらを退所した者並びに里親又はファミリーホームに委託中若しくは委託を解除された者（以下、「児童養護施設退所者等」という。）に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的に実施するものです。

第2 自立支援資金の種類及び貸付対象

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とします。なお、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は、貸付対象外とします。

1 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、群馬県内の児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者^(注)であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下、「大学等」という。）に在学する者（以下、「進学者」という。）とします。

なお、「進学者」は、大学等への進学を機に群馬県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に群馬県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とするが、本事業を開始した日に大学等に在学し、かつ正規の修学年数の範囲内にある者を含むものとします。

注：「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいいます。（以下同じ。）

2 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、進学者のほか、群馬県内の児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下、「就職者」という。）とします。

なお、「就職者」は、就職を機に群馬県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、群馬県内の児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託を解除となった者とします。

また、「就職者」には、本事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に群馬県内の児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとします。

3 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、群馬県内の児童養護施設等に入所中又は里親等に委託中の者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下、「資格取得希望者」という。）とします。

なお、「資格取得希望者」には、群馬県内の児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内にある者であって、大学等に在学する者を含むものとします。

第3 貸付期間及び貸付額

1 生活支援費

貸付期間は、大学等に在学する期間とし、貸付額は月額50,000円とします。

2 家賃支援費

貸付期間は、進学者については大学等に在学する期間とし、就職者については、退所又は委託解除後から2年を限度として就労している期間とします。

また、貸付額は、1月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。ただし、食費や光熱水費、共益費を含む賃料が設定されている住宅等の場合、家賃相当額以外は対象となりません。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とします。

3 資格取得支援費

貸付額は資格取得に要する費用の実費とし、250,000円を上限とします。（児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなします。）

第4 貸付け方法及び利子

1 自立支援資金は、群馬県社会福祉協議会長と貸付対象者との契約により貸付けま

す。

- 2 利子は無利子です。ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します

第5 貸付金の交付

1 生活支援費及び家賃支援費

分割又は月決めの方法により、指定口座に振り込みます。

2 資格取得支援費

貸付決定後、貸付決定者からの振込口座通知書を群馬県社会福祉協議会が受領後、一括で指定口座に振り込みます。

第6 連帯保証人

原則として連帯保証人を立てるものとします。なお、連帯保証人は、独立の生計を営むもので、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものでなければなりません。

第7 法定代理人の同意

貸付けを受けようとする者が未成年者の場合、原則として書面により親権者等法定代理人の同意を得ることとします。

第8 申請の手続方法

自立支援資金の貸付けを希望する方は、児童養護施設等又は児童相談所を経由して、次の書類を「第15 申請先・問合せ先」に提出してください。

1 生活支援費

ア 生活支援費貸付申請書（要領様式第1号）

イ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書（要領様式第4号）

ウ 法定代理人の同意書（要領様式第5号） ※未成年者の場合

エ 全世帯員の住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類

カ 在学証明書

2 家賃支援費

（1）進学者

ア 家賃支援費貸付申請書（進学者用）（要領様式第2号の1）

イ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書（要領様式第4号）

ウ 法定代理人の同意書（要領様式第5号） ※未成年者の場合

工 全世帯員の住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類

カ 在学証明書

キ 賃貸契約書の写し等、1か月の家賃額がわかるもの

（2）就職者

ア 家賃支援費貸付申請書（就職者用）（要領様式第2号の2）

イ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書（要領様式第4号）

ウ 法定代理人の同意書（要領様式第5号）※未成年者の場合

エ 全世帯員の住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類

カ 在職証明書

キ 賃貸契約書の写し等、1か月の家賃額がわかるもの

3 資格取得支援費

ア 資格取得支援費貸付申請書（入所児童・委託児童用）（要領様式第3号の1）

又は（進学者用）（要領様式第3号の2）

イ 児童養護施設等の施設長又は児童相談所長が作成する意見書（要領様式第4号）

ウ 法定代理人の同意書（要領様式第5号）※未成年者の場合

エ 全世帯員の住民票（住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）

オ 連帯保証人の住民票及び資力が明らかになる書類

カ 在学証明書※進学者の場合

キ 資格取得費用のわかるもの

第9 貸付けの決定

申請書類を審査し、貸付けを受けようとする者及び連帯保証人と面接の上、貸付けの適否を決定し、貸付けの決定または不承認について申請者あてに通知します。

第10 貸付契約の解除

貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したときは、貸付契約を解除します。

第11 返還

次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還しなければなりません。

1 自立支援資金の貸付契約が解除されたとき。

2 貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

- 3 貸付けを受けた進学者又は就職者が就職後離職し、当初就職した日から現在までに求職活動期間の合計が1年6か月を超過したとき。
- 4 資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込がなくなったと認められるに至ったとき
- 5 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

第12 返還の免除

借受人が以下のいずれかの要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

1 進学者

大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業（1週間の所定労働時間は20時間以上とする。以下同じ。）を継続したとき

2 就職者

就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

3 資格取得希望者

就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき

第13 届出

貸付けを受けた方は、在学中や就職後も、定期的に群馬県社会福祉協議会長へ現況を報告していただく必要があります。また、御本人や連帯保証人の状況に変更があった場合には、速やかに各種届出をしていただきます。

第14 平成28年度貸付予定人数

- 1 生活支援費 13人（先着順）
- 2 家賃支援費 55人（先着順）
- 3 資格取得支援費 60人（先着順）

第15 申請先・問合せ先

この事業に関しての問合せ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12
社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
福祉資金課 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付担当
電話 027-255-6031

平成28年度 生活保護基準額（住宅扶助額）及び級地区分一覧

※平成28年度以降は改定の可能性あり

No.	市町村名	生活保護制度上の 住宅扶助限度額 (下記の金額以内とする)	級地区分
1	前橋市	34,200円	2級地－1 ※中核市
2	高崎市	34,200円	2級地－1 ※中核市
3	桐生市	30,000円	2級地－1
4	伊勢崎市	30,700円	3級地－1
5	太田市	30,700円	3級地－1
6	沼田市	30,700円	3級地－1
7	館林市	30,700円	3級地－1
8	渋川市	30,700円	3級地－1
9	藤岡市	30,700円	3級地－1
10	富岡市	30,700円	3級地－1
11	安中市	30,700円	3級地－1
12	みどり市	30,700円	3級地－2
13	北群馬郡 棚東村	30,700円	3級地－2
14	北群馬郡 吉岡町	30,700円	3級地－2
15	多野郡 上野村	30,700円	3級地－2
16	多野郡 神流町	30,700円	3級地－2
17	甘楽郡 下仁田町	30,700円	3級地－2
18	甘楽郡 南牧村	30,700円	3級地－2
19	甘楽郡 甘楽町	30,700円	3級地－2
20	吾妻郡 中之条町	30,700円	3級地－2
21	吾妻郡 長野原町	30,700円	3級地－2
22	吾妻郡 嫁恋村	30,700円	3級地－2
23	吾妻郡 草津町	30,700円	3級地－1
24	吾妻郡 高山村	30,700円	3級地－2
25	吾妻郡 東吾妻町	30,700円	3級地－2
26	利根郡 片品村	30,700円	3級地－2
27	利根郡 川場村	30,700円	3級地－2
28	利根郡 昭和村	30,700円	3級地－2
29	利根郡 みなかみ町	30,700円	3級地－1
30	佐波郡 玉村町	30,700円	3級地－2
31	邑楽郡 板倉町	30,700円	3級地－2
32	邑楽郡 明和町	30,700円	3級地－2
33	邑楽郡 千代田町	30,700円	3級地－2
34	邑楽郡 大泉町	30,700円	3級地－1
35	邑楽郡 邑楽町	30,700円	3級地－2

※家賃支援費を申請する方は、上記の「生活保護 住宅扶助額（居住地別）」を申請書の「生活保護住宅扶助上限額」(④)欄に記載の上、「実費負担額」(③)と比較し、低い方の金額を申請書の申請額欄に記入して下さい。

*貸付金の返還について

・本事業は「貸付制度」であり、5年間の就業継続等、一定の条件を満たせなければ、将来、返済が必要となります（「返済」について、規程関係の文書中では「返還」と表記されています）。よって、貸付を受けている期間中に大学等を退学、又は職場を退職した場合、原則、貸付はその時点で終了となり、返済が発生しますので、ご注意ください。

※「就職者」については、貸付期間終了後の猶予期間中であれば、離職しても、その間、求職活動の実施、また毎月の県社協への報告を行うことにより、累計「1年間」まで、求職活動期間を就業継続期間とみなすことが可能です。但し、離職期間が「1年6ヶ月」を超えると返済が発生します。

※状況により返済の猶予、免除ができる場合もありますので、ご不明な点はご相談ください。

*貸付の可否について

・貸付の可否については、県社協が本人・連帯保証人との個人面接を行った上で決定します。なお、申請をされた場合のその後の詳細な手続き等につきましては、後日、改めて、県社協ホームページ等にて提示させていただきます。

*他の貸付制度、助成制度等との併用について

・他の貸付制度や助成制度等と本事業の貸付を併用できる場合もありますので、ご不明な点は担当までお問い合わせください。
制度を併用する方につきましては、最初にご提出いただく「貸付申請書（各様式）」の「他の貸付金の借受状況」欄や「助成制度による支給状況」欄に制度の名称、金額を記入の上、その状況が明らかになる書類を併せて提出してください。また、家賃支援費の申請に於いて、住宅手当や水道光熱費等の補助が別に支給される場合には、その合計額を申請書の「住宅手当等補助額」欄に記載の上、その額が分かる書類（給与明細の写し等）を添付してください。その場合、家賃から住宅手当等の額を差し引いた「実費負担分」が本事業での申請額となります。

・「資格取得支援費」の貸付を受けて自動車運転免許取得を行う場合、群馬県共同募金会等による助成制度と本事業との併用は可能です。但し、返済を必要としない助成制度から優先的にご利用いただき、その上で不足する額についてのみ、本事業で貸付申請を行ってください。

※運転免許試験で複数回の受験が必要になった場合等、本事業での当初の貸付申請額では不足する状況になった場合には、追加で「変更申請」手続きを行っていただくことにより、貸付額の変更を行うことができる場合もありますので、ご相談ください。

*給付型奨学金制度について（利用優先順位）

・平成28年12月に、文部科学省による給付型奨学金制度の一部が公表されました。
社会的養護を必要とする学生等については、平成29年度より先行実施されることです。（但し、各高等学校につき原則1名の定員あり。制度の詳細については現段階では不明です。）
・制度利用を検討いただく優先順位としては、①給付型奨学金（文部科学省実施）、②日本学生支援機構による奨学金（第一種（無利子））、③本事業の貸付制度、という順になります。
①が利用できない場合、又は①では金額が不足する場合に②を利用、さらに、②が利用できない場合、又は②では金額が不足する場合に、本事業貸付制度（③）をご検討ください。